

28環共第1367号

平成28年12月28日

経済産業大臣 様

福島県知事

相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第20条第1項及び電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第46条の13の規定に基づき、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

【別紙】

相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画環境影響評価準備書に対する環境影響 評価法第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、相馬港内において世界最新鋭の高出力かつ高効率な総出力119万kW級の天然ガスタービン・汽力複合式発電の実現を目指すものであるが、国際的に自然環境や生活環境により配慮したエネルギー利用が要請されていることから、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用する等、事業実施による環境への影響を最大限低減すること。
- (2) 本計画施設は、長期間にわたって使用されることが想定されていることから、供用中は、適切な運転管理及び設備更新等を行うことにより、発電効率を維持し、経時劣化による環境への影響の増加がないようにすること。
- (3) 事業の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境への影響等について、住民等に丁寧に説明・周知して、十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載している環境保全措置を確実に実施し、その結果等をホームページにおいて公表する等、積極的な情報公開に努めること。
- (4) 新地町今泉地区の住宅地については、対象事業実施区域の北西側に接近していることについて、配慮すること。
- (5) 今後、事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。

また、工事中又は供用中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合には、必要な環境保全措置を追加すること。

2 大気質について

計画施設の建設工事に当たり、資材運搬車両等から発生する窒素酸化物、粉じん等については、周辺地域住民の生活に影響が及ばないよう、配慮すること。

3 騒音及び振動について

計画施設の建設工事に当たり、資材運搬車両等から発生する騒音及び振動については、周辺地域住民の生活に影響が及ばないよう、配慮すること。

4 水環境について

対象事業実施区域とその周辺の水底の底質調査結果（「相馬港港湾計画資料」、平成5年8月及び平成6年2月）で、観測点3及び4において、シルト分及び銅や亜鉛の含有量が非常に高いことが示されている（準備書78頁～同79頁、第3.1-19表）ほか、水温の

水平分布について、相馬港北防波堤付近で常に高い数値を示す傾向が当該水域の現況を特徴付ける事象であり、新設発電所の稼働に伴い発生する温排水の排出予定先の水域は、既に周辺地域における人間活動の影響により、多くの環境への影響を累積していると考えられることから、今後のわずかな変化が、稚魚の揺り籠等ともなっている同域の水生生物相等に多大な影響を及ぼすことがないように、配慮すること。

5 動植物・生態系について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、松川浦県立自然公園という重要な生物群集の北側に位置しており、漁業においては、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故の影響により操業を自粛していたが、再開に向けて試験操業を行っているところであり、貴重な自然や動植物が共存しているかけがいのない場所であることから、本事業の実施に伴う動植物・生態系への影響を最大限回避すること。

(2) 地蔵川河口直先の「タカオレ」と呼ばれる藻場は、褐藻植物のアラメの自然分布を基盤として、豊かな水生生物相が発達し、稚魚の揺り籠等として、周辺水域の自然生態系及び漁業資源保護の観点から極めて重要である。そして、計画施設の稼働により相当量の温排水を地蔵川河口先の海域に放流する計画としているが、わずかな水質の変化や平均水温の上昇により、アラメの生育が壊滅的に阻害されることが懸念されることから、海藻草類の生育に適する水深の範囲内での事後調査の実施について、検討すること。

なお、環境影響評価書の作成に当たっては、当該図書上で生育状況が看取出来るよう、写真記録等を追加掲載した上で、海藻草類が良好に生育している様子等の説明を加える等、生育状況が明らかになるように配慮すること。

(3) 本事業の実施に当たり、自然環境に融和したものとなるよう、積極的な緑地の造成を実施すること。

なお、対象事業実施区域の近傍には、貴重な旧来の海岸植生が残存している場所があるため、新設発電設備の周囲に新たな緑化を実施するに当たり、予想される鳥類の種子散布等によって、自然の攪乱が発生しないよう、植栽種の選定等において配慮すること。

6 廃棄物について

海域工事に伴って発生する土砂については、適切に処理すること。

なお、想定される発生土量、利用土量及び残土量の算定根拠を、環境影響評価書に具体的に記載すること。

7 温室効果ガス排出について

本事業計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に被災した福島復興に資する事業として、従来にない世界最高技術水準の1,500℃級59万kW天然ガスタービン・汽力複合式発電機2基による発電所の実現を企図しているが、天然ガスはメタンを主成分とする化石燃料を原料としており、かつ、完成後長期間運転が継続され、二酸化炭素ガスの排出が見込まれることから、排熱利用等、総合的な温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、今後、二酸化炭素回収・貯留・利活用等、

最新の温暖化対策が実用化された場合は、積極的に採用する等、その時々において、最善の対策を講じるよう努めること。

8 その他

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、資材等の運搬経路付近に住宅も存在していることから、交通安全対策に十全を期すこと。
- (2) 計画施設の稼働に当たっては、発電用燃料である天然ガスの原産地における環境保全に配慮すること。